

## 有害使用済機器保管等届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊橋市長 殿

届出者 〒440-△△△△  
 住 所 愛知県豊橋市今橋町1番地  
  
 氏 名 豊橋工業株式会社  
 代表取締役 豊橋 太郎 印  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 0532-51-2410

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目：別紙1のとおり  処理の区分： 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む） 別紙1のとおり
事務所及び事業場の所在地等	事務所 別紙1のとおり 電話番号
	事業場 別紙1のとおり 電話番号 面積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6に規定による高さのうち最高のもを含む。）	別紙1のとおり
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	別紙3のとおり
※事務処理欄	（日本工業規格 A列4番）

## (第2面)

申請者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
該当なし		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃ とよはしこうぎょう 株式会社 豊橋工業	愛知県豊橋市今橋町1番地	
法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
該当なし		
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

## 【事務所・事業場一覧】

該当する全ての事業場について記載してください。申請書欄に全て記載できる場合はそちらに記載してください。

事業所 NO.1	事務所・事業場名称	本社保管ヤード		
	事務所等所在地	愛知県豊橋市今橋町2番地		
	敷地面積	320m <sup>2</sup>		
	事務所等電話番号	0532-01-2345		
	保管の有無	☑ ・ 無	保管及び処分の有無 (再生を含む。)	有 ・ ☐
	処分(再生)の方法	該当なし		
	保管場所の所在地	愛知県豊橋市今橋町2番地1		
	保管場所の面積	200m <sup>2</sup>	保管高さの上限	4m
事業所 NO.2	事務所・事業場名称	明海事業所		
	事務所等所在地	豊橋市明海町□□番地		
	敷地面積	1,500m <sup>2</sup>		
	事務所等電話番号	0532-02-3456		
	保管の有無	有 ・ 無	保管及び処分の有無 (再生を含む。)	☑ ・ 無
	処分(再生)の方法	破碎・圧縮		
	保管場所の所在地	豊橋市明海町××番地		
	保管場所の面積	350m <sup>2</sup>		
事業所 NO.3	事務所・事業場名称	神野新田町ヤード		
	事務所等所在地	豊橋市神野新田町■番地		
	敷地面積	700m <sup>2</sup>	保管高さの上限	5m
	事務所等電話番号	-		
	保管の有無	有 ・ 無	保管及び処分の有無 (再生を含む。)	☑ ・ 無
	処分(再生)の方法	切断		
	保管場所の所在地	豊橋市神野新田町☆☆番地		
	保管場所の面積	250m <sup>2</sup>	保管高さの上限	3.5m

保管のみを行う場合は「有」に○

処分(再生)の方法を全て記載

処分を行う場合は「有」に○

【有害使用済機器の品目ごとの処分方法等】

該当する品目についてのみ記載をしてください。

No.	処分する有害使用済機器の品目	処分方法			受入予定量 (t)	処分等に伴って生じる廃棄物の種類	廃棄物の処理の方法
		破碎	圧縮	切断			
1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）						
		記載された方法以外で処分する場合はその処分方法を記載してください					
2	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	—	—	—	—		
イ	ブラウン管式のもの						
ロ	液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの						
3	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫						
4	電気洗濯機及び衣類乾燥機						
5	電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具						
6	携帯電話端末・PHS 端末その他の無線通信機械器具	○	○		0.5	廃プラスチック類	委託処理 (株)〇〇会社
7	ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2.のテレビジョン受信機を除く）	○	○		0.1		
		該当する品目について「○」を記載してください					
8	デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具						
		該当する品目について「○」を記載してください					
9	デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具						
10	パーソナルコンピューター						
11	磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置	○	○		0.3		
12	プリンターその他の印刷装置						
					処分量を記載してください		
13	ディスプレイその他の表示装置						
14	電子書籍端末						
15	電動ミシン	○	○		1.2		

残渣等の処分方法及び処分先を記載してください

16	電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具						
17	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具						
18	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具						
19	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具						
20	フィルムカメラ						
21	ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3.の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）						
22	扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1.のユニット型エアコンディショナーを除く）						
23	電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4.の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）						
24	電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具						
25	ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具						
26	電気マッサージ器						
27	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具						
28	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具						
29	蛍光灯器具その他の電気照明器具						
30	電子時計及び電気時計						
31	電子楽器及び電気楽器						
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具						

【有害使用済機器の品目ごとの保管方法等】

該当する品目についてのみ記載をしてください。

No.	保管する有害使用済機器の品目	保管等の有無		受入予定量 (t)	保管量 (m <sup>3</sup> )	保管高 (m)	保管方法
		保管	処分				
1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）						
2	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	—	—		—	—	—
イ	ブラウン管式のもの						
ロ	液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの						
3	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫						
4	電気洗濯機及び衣類乾燥機						
5	電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具						
6	携帯電話端末・PHS 端末その他の無線通信機械器具	○	○		0.3		金属コンテナ
7	ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2.のテレビジョン受信機を除く）	○	○		0.5		金属コンテナ
8	デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具						
9	デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具						
10	パーソナルコンピューター						
11	磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置	○	○		1.2		金属コンテナ
12	プリンターその他の印刷装置						
13	ディスプレイその他の表示装置						
14	電子書籍端末						
15	電動ミシン	○	○		2.0	1.0	野積み
16	電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具						

該当する品目について「○」を記載してください

保管する容器等を記載してください

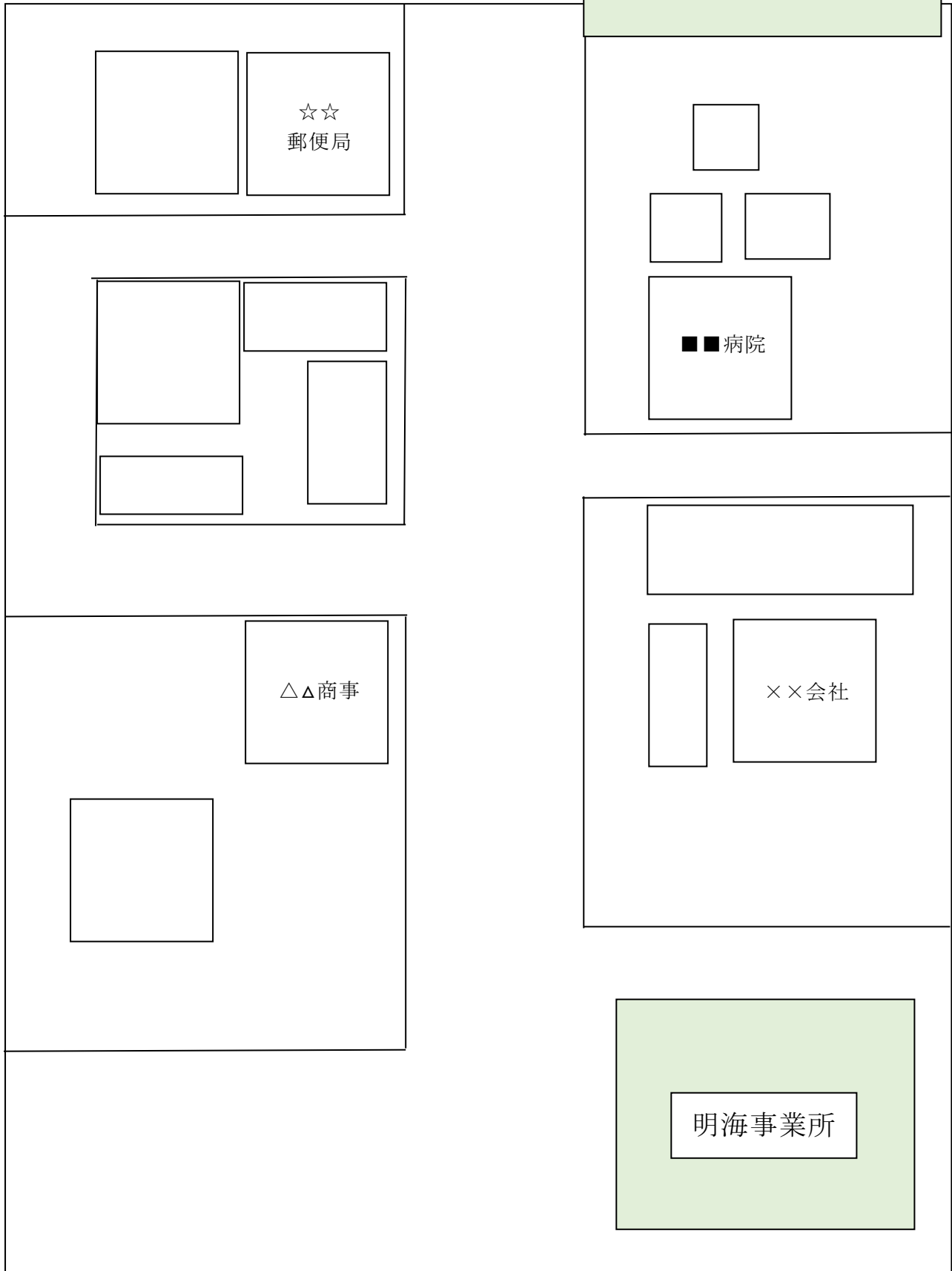
容器を用いずに屋外で保管する場合は、高さを記載してください

17	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具						
18	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具						
19	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具						
20	フィルムカメラ						
21	ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3.の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）						
22	扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1.のユニット型エアコンディショナーを除く）						
23	電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4.の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）						
24	電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具						
25	ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具						
26	電気マッサージ器						
27	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具						
28	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具						
29	蛍光灯器具その他の電気照明器具						
30	電子時計及び電気時計						
31	電子楽器及び電気楽器						
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具						

【施設の案内図】

事業場の名称 明海事業所

地図を添付するなどにより提出することも可能です。





## 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

事業場：明海事業所

施設の種類		数量	処理能力 (t/日)	設置場所	設置年月日
1	圧縮機	1	10	愛知県豊橋市明海町 ××番-△	平成〇〇年〇〇月〇〇 日
2	破碎機	1	20	愛知県豊橋市明海町 ××番-■	平成〇〇年〇〇月〇〇 日
3					
4					

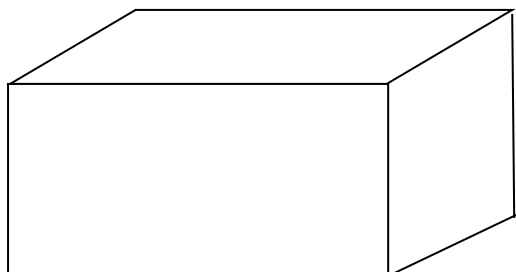
## 【処分（再生）の方法等】

- 1 有害使用済機器のうち、家電4品目は取扱わない。
- 2 搬入された有害使用済機器については、品目ごとに手選別を行う。
- 3 携帯電話等の小型家電については、コンテナ容器に保管し、手作業での分解又は破碎機で破碎後、基盤、金属及びプラスチック類に分別を行う。
- 4 分別した金属等については、圧縮機で圧縮した後、金属加工業者に出荷し、売却を行う。
- 5 分解した後のプラスチック類については産業廃棄物処理業者である(株)〇〇会社に処理委託し、産業廃棄物として適正処理を行う。
- 6 混載された有害使用済機器はコンクリート舗装された床面で野積み保管する。

## 【保管容器】

事業場：明海事業所

○金属製コンテナ（8m<sup>3</sup>）



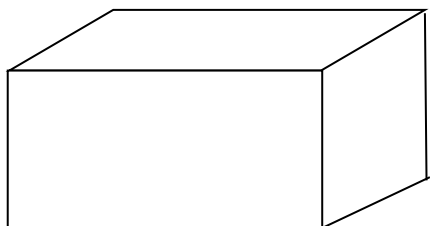
<寸法>

縦 3600mm 横 1800mm 高さ 1200mm

<保管容積>

7.76m<sup>3</sup>

○金属製コンテナ（6m<sup>3</sup>）



<寸法>

縦 2730mm 横 1530mm 高さ 1350mm

<保管容積>

5.63m<sup>3</sup>

## 【施設の処理能力等計算書】

事業場：明海事業所

施設の種類：破砕機

型式：WDS100

○処理能力及び構造図：別添のカタログ及びメーカー能力計算書のとおり

事業場：明海事業所

施設の種類：圧縮機

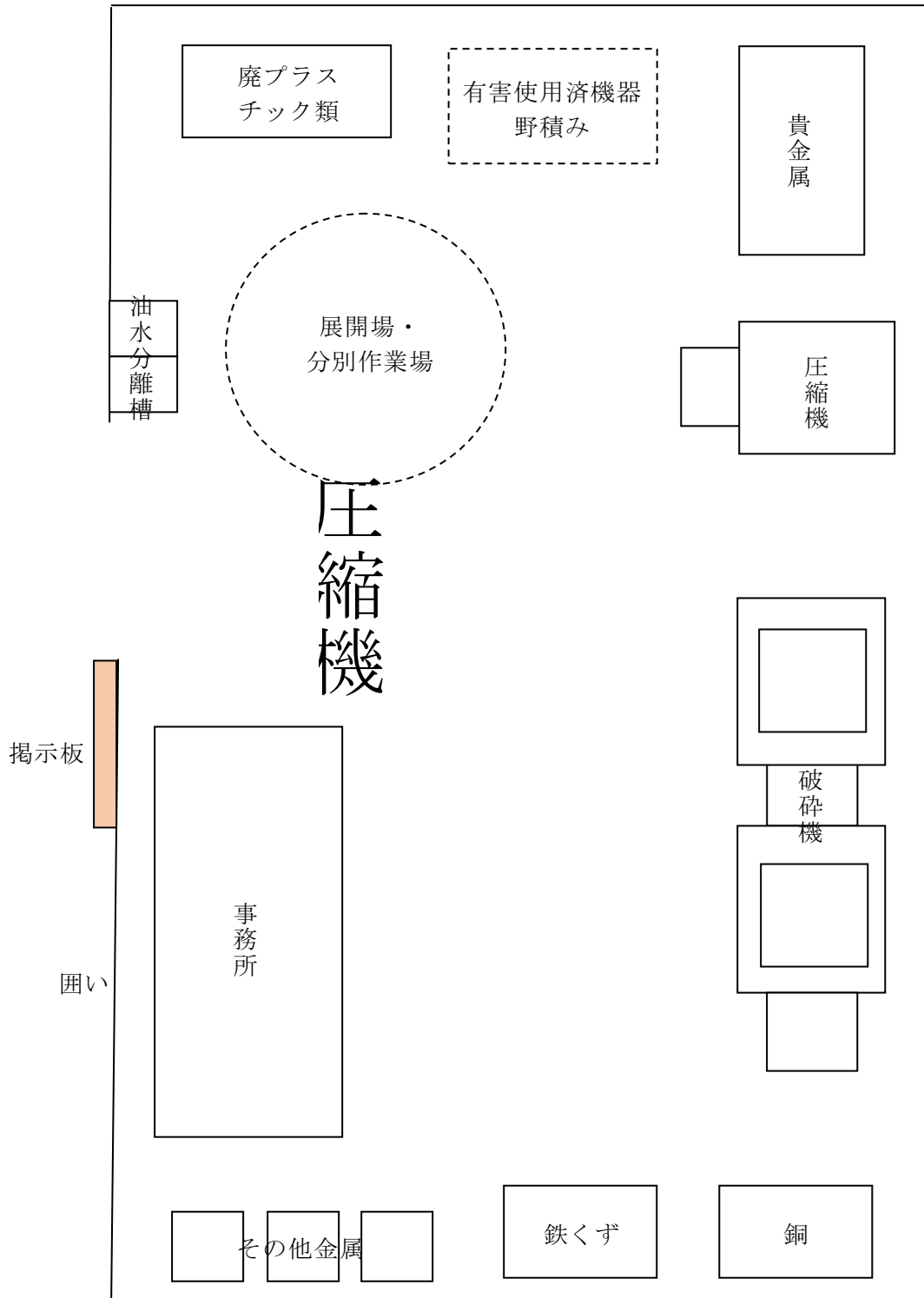
型式：WDS200

○処理能力及び構造図：別添のカタログ及びメーカー能力計算書のとおり

施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図についても、添付してください。

# 【事業場の平面図】

事業場：明海事業所



## 【事業計画の概要】

### (1) 事業の全体計画

弊社は、携帯電話をはじめとした電子機器などの小型家電について資源循環の推進を図ることを目的とし、平成 20 年より当該機器の保管及び処分を行い、有用な金属等の売却などの事業を行っています。

分解等により、回収した金属等は国内の製造業又は金属加工業者等に販売することで資源の有効活用を図っています。

### (2) 処理の方法

①本 社：愛知県豊橋市今橋町 1 番地

保管施設（詳細は別紙 1 のとおり）

②事業所：明海事業所

愛知県豊橋市明海町□□番地

保管及び処分施設（詳細は別紙 1 のとおり）

③事業所：神野新田ヤード

愛知県豊橋市神野新田町■ ■番地

保管及び処分施設（詳細は別紙 1 のとおり）

### (3) 取扱品目

①品目ごとの受入予定量：別紙 1 のとおり

②予定受入先事業者：有限会社☆☆興業ほか 10社

③保管場所：(2) のとおり

④処理方法：別紙 1 のとおり

⑤予定持出先：別紙 1 のとおり